

東大阪市介護保険事業者等指導実施要綱の一部を改正する要綱

東大阪市介護保険事業者等指導実施要綱（平成24年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「実地指導」を「運営指導」に改め、同条第2項中「行う」を「行い、又はオンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。）を活用する方法により行う」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 運営指導は、サービス事業者の事業所において、関係者から関係書類等を基に説明を求め、面談方式により行うことを原則とする。ただし、運営体制に関する指導及び介護報酬の請求の適正実施に関する指導に係る事項の内容の確認については、オンライン等を活用することができる。

第4条第4項中「実地指導」を「運営指導」に改める。

第5条第2号中「実地指導」を「運営指導」に改める。

第6条第2項中「実地指導」を「運営指導」に改める。

第7条第1項中「実地指導」を「運営指導」に、「実地指導結果通知書」を「運営指導結果通知書」に改め、同条第2項中「実地指導改善報告書」を「運営指導改善報告書」に改める。

第8条第1項中「実地指導」を「運営指導」に改める。

第9条を次のように改める。

（監査への変更）

第9条 市長は、運営指導を実施中に次に掲げる場合に該当すると認めるときは、運営指導を中止し、直ちに東大阪市介護保険事業者等監査実施要綱に定めるところにより監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

- (1) 東大阪市介護保険事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例、東大阪市訪問型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱又は東大阪市通所型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱に定める基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (2) 介護報酬の請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (3) 不正の手段による指定等を受けているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (4) 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。
- 2 東大阪市介護保険事業者等監査実施要綱の一部を次のように改正する。
第4条第2号中「実地指導」を「運営指導」に改める。
- 3 東大阪市介護保険事業者業務管理体制整備確認検査実施要綱の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「実地指導等」を「運営指導等」に改める。

- 4 東大阪市指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する要綱の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「実地指導」を「運営指導」に改める。